



ノリ

又ハ被障者ノ入院中隔離期間ノ終了シタルヨキノ其ノ若木達醫（入營ノ際行フ身體検査ノ結果歸郷ナモ命ゼラレタル場合チ含ム）シタル日ヨリ三月以内ニ更ニ之ヲ履居スルコトヲ要矣

之ニ與フベキ勞務及給與ハ其ノ者ノ入營直前
同等ノモナナルコトナ要ス但シ能者ガ疾縛ヘ傷痍ニ因リ
入營直前ノ勞務ニ堪ヘザルトキ其ノ他ニムナ得サル事由アル
トキハ之異ル勞務及給與ヲ與ルコトナ好ケズ

在ラズ
一、被虜者ガ入營ノ日ヨリ陸軍ニ在リテハ二年、海軍ニ

テハ三年ヲ超ユル期間服役ヲ志願シ採用セラレタル
二、被請者ガ第一項ニ規定スル通知ヲ爲サズ又ハ雇傭

二 同項ニ規定スル通知ニ於テ勞務ニ就クベキ旨ヲ指定
二二四〇一放トマ二十日以内ニ勞務ニ就カザルトキ

タル日三月廿二日以降ニテ勤務ニ就キ
三、被傭者が疾病又ハ傷痍ニ因リ勞務ニ堪ヘザルトキ

四、被儲者ガ著シク其ノ職務ヲ忘リタルトキ
五、被儲者ニ著シキ不良行爲アリタルトキ

六、履備ノ目的タル事業ノ廢止 総了文ノ著シヨリ既到
ノ他ニ準ズル事由アルトキ

居候者及被傭者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ニ規定スニ關シ必要ナル事項ヲ相互ニ通知スルコトヲ要ス

雇侍者ハ第一項各號ニ掲ケル場合ヲ除クノ外同項ノ規定
リ雇シタル被傭者ヲ其ノ雇傭ノ日ヨリ三月以内ニ於

第六百二十七條又ハ第六百二十八條ノ規定ニ依リ解雇トテ得ズ

卷之三

第一 暫圖者六省實業辦法第一條第一項第一款(ハ)ノ工事ト
トハ左ノモノヲ謂フコト

一、使用労働者延人員千人以上ノモノノ又ハ工事費用
依ルモノニ付テハ請負金總額一萬圓以上ノモノ但

ク
シテ住居ノ用ニ供スルニ階建以下ノ木造建築物ノ工

二、火薬類、動力ニ依リ運轉スル機械若ハ運搬ノ用ニ
軌道ヲ用フルモノ又ハ地上十メートル以上若ハ地下三メートル

テ作業ヲ爲スモノニシテ使用労働者延入員三百名以

工事着手前ニ於ケル豫定計畫ガ前項ノ規模ニ該當スル
工事施工後之ニ該當スルニ至ラザリシ場合ト雖モ前項

ニ該當スルモノト看做スコト

第二 第三ノ獎賞ノ規定 各種ノ獎賞ニ對し之を定メ
ルトキハ本令ノ規定ニ依リ扶助ヲ爲スベキコト但シ其
一ノ者若夫ニ於ケ同ノ原因ニ付眞否著實を受テク

クベキ者民法ニ依リ同一ノ原因ニ付損害賠償ヲ受ケタるハ事業主ハ扶助金額ヨリ其ノ金額ヲ控除スルコト得

前項ノ疾病トハ左ノ各號ノ一二該當スルモノヲ謂フ
一、負傷ニ因リ發シタル疾病

二、有毒瓦斯又ハ有毒物ニ依ル中性疾患
三、「ケーソン」作業ニ於ケル「ケーソン」病

四、電氣又ハ瓦斯ニ依ル熔接又ハ切斷作業ニ於ケル電

以上存スルトキハ二級ヲ繰リ上グルコト

四